

はじめに

- ・近世(江戸時代)の出雲の中心：松江 →その前の中世は：月山富田城？

一 中世の守護所と守護領

1. 府中と守護所

- ・ 古代出雲における政治的中心地：松江市南郊（意宇郡）に所在した出雲国府
→ 中世になると府中と呼ばれて、意宇平野一帯に広がる大きな空間領域を占めるようになる
中世府中の範囲：大庭保・山代郷・大草郷・竹矢郷・平浜八幡宮・出雲郷
府中の内部に国衙の機能を担う役所とその役人（目代・在庁官人）の屋敷群が分布
府中の玄関口に当たる中海西南岸地域に港湾が発達
⇒ 出雲府中は引き続き出雲の政治的拠点として機能

- ・中世には、守護の活動拠点である守護所の重要性が高まる
 - 出雲守護所は鎌倉初期には国衙近傍にあった可能性（目代が守護を兼任）
 - のちに富田荘に移動
 - 鎌倉後期、出雲西部の重要性が高まり神門郡の塩冶郷に守護所が移動

2. 中世前期の出雲守護領

- ・文永8(1271)杵築大社の三月会相撲・舞頭役結番注文(関東下知状)
国内の荘郷を1~20番(各260町前後の田数)に編成し、20年に1度負担させる仕組を整える
鎌倉時代後半の守護領: 富田荘・塩冶郷・古志郷・平浜別宮・美保郷の5カ所

3. 守護領の分布

(1) 富田莊 (摂関家領)

- 平氏による摂関家領押領，平氏勢力の浸透，富田氏の平氏家人化
→平氏滅亡とともに富田押領使の所帯は没収（平家没官領） →守護佐々木氏の支配下に

(2) 塩冶郷 (公領)

- 斐伊川水運の結節点、杵築・古志・平田・直江などとともに出雲西部の経済拠点として繁栄
→承久の乱により塩冶郷司の所帯没収 →守護佐々木氏の支配下に

(佐々木泰清の子頼泰から塩冶氏を称す)

(3) 古志郷 (公領)

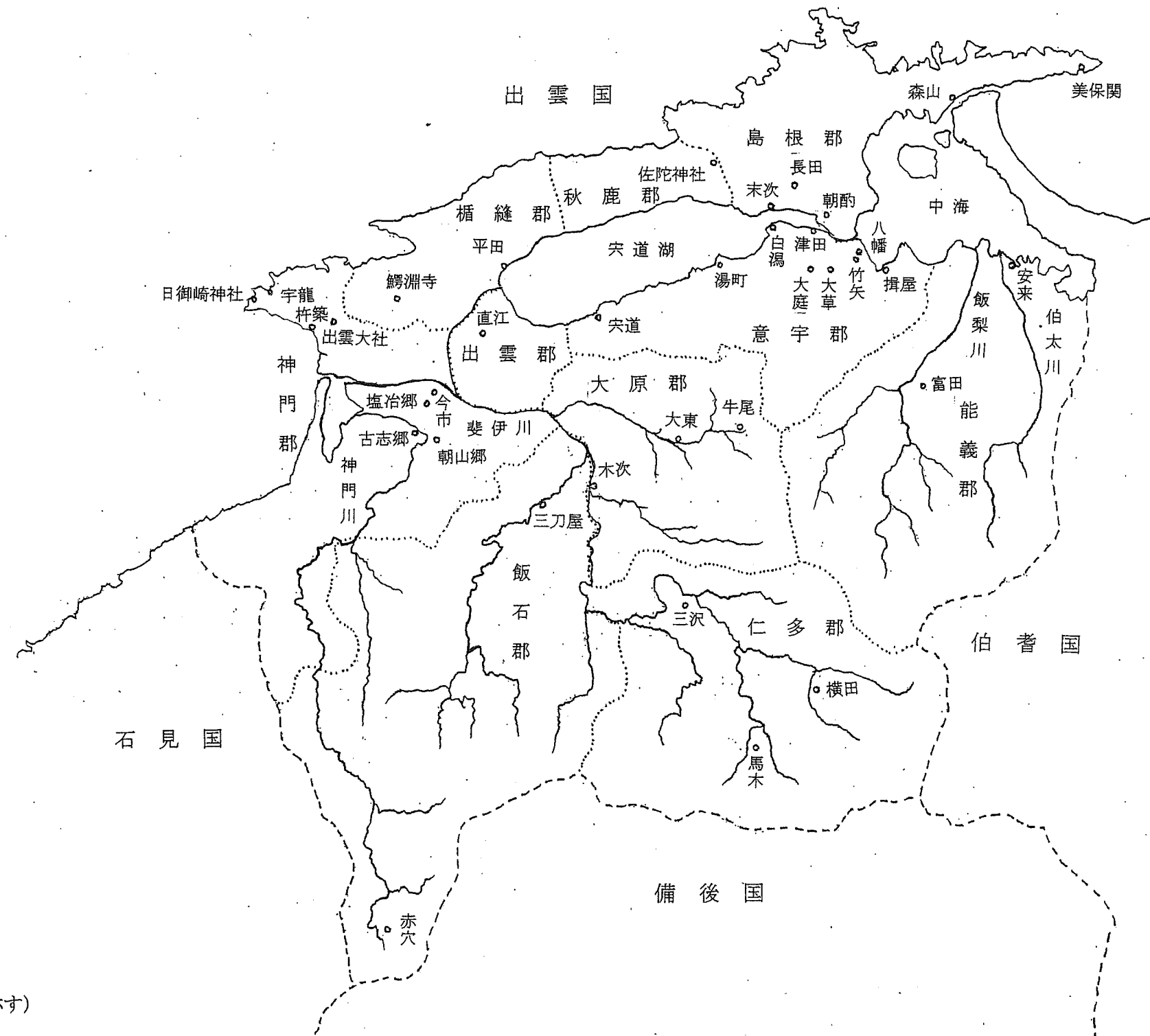
- 守護佐々木泰清は子の義信（頼泰の弟）に古志郷を譲る

(4) 平浜八幡宮 (石清水八幡宮領)

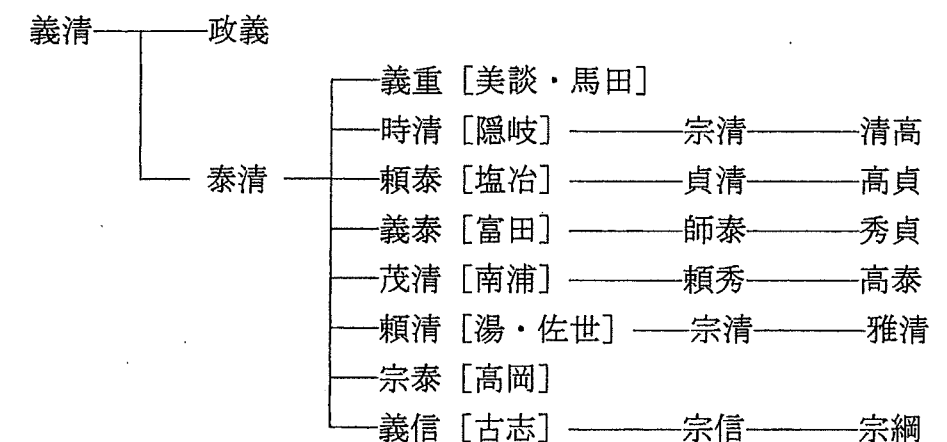
- 天永2(1111) 平浜八幡宮が成立
 : 12世紀初めまでに竹矢郷の一部に石清水八幡宮の別宮が勧請されて周辺が荘園化(八幡荘)
 平浜八幡宮は府中の玄関口として水運を通じて外とつながる位置に所在
 →竹矢郷が得宗領, 平浜別宮が守護領 …国衙に隣接する要地を得宗と守護が押さえる

(5) 美保郷 (公領)

- 日本海水運を管理する関所が設けられた海上交通の要地：早くから守護領となり佐々木氏の支配下



佐々木氏系図



關東下知狀写 (佐草家文書)
出雲國杵築大社御三月会相撲舞御頭役結番事
合

一番 二百六十五丁七段六十分
相撲頭九十一丁六反三百分

湯郷三十三丁六反小 地頭大西
拜志郷廿一反四反同人

佐世郷廿六丁 反湯左衛門 (二多郎) 阿井
相撲頭九十二丁五反六十分

賀郷五十二丁二反三百分西郷弥三郎
福富保廿二丁二反大福富太郎入道

成相寺七丁推名小三郎入道 朝酌十丁 太郎
舞頭八十二丁五反六十分

大野庄七十四丁五反六十分 大野
北野末社八丁番木三郎入道

二番 二百六十二丁七反六十分
相撲九十一丁大

賀茂庄七十七丁八反
大竹寺五十二丁二反大志實左衛門四郎

付箋二有 (神門) 新松八幡
五町大田大田別宮出雲房

相撲頭九十七丁七反六十分
来海庄別府左衛門 同庄十丁同人

同庄内十丁同人 中須郷十六丁半同人
秋鹿郷卅一丁一反半土屋五郎

佐々布郷廿丁 反半佐々布左衛門入道
大守社四丁一反同人 槻矢村三反地頭

三番 二百六十二丁九反三百分
(後略)

相撲頭九十三丁
意東庄六十三丁三郎女子 氷室庄三十丁 信濃信正郎

舞頭八十丁小
揖屋庄三十一丁 左衛門 乃木保廿四丁三反 百

乃白郷十五丁四反半 乃木太郎兵 日吉末社八丁同人
宇屋新宮一丁二反泉十郎入道

四番 二百五十一丁七反大
相撲頭七十八丁二反三百步

母里郷六十二丁二反三百步 河内二郎 常樂寺十六
丁 佐實 乃木四郎子

相撲九十二丁九反
美談庄四十四丁三反 衛門入道

志々墓保廿七丁七反三百步 特明院殿
伊野郷廿七丁八反六十步同人

舞八十丁五反三百步
建部郷三十丁九反六十步 桑原左

長江郷廿五丁六反大 大藏太郎
二百六十二丁七反三百步

相撲九十一丁三反小
巨磨石郷六十五丁九反小 馬九郎

靜雲寺六丁八反小 二宮
真松保十五丁五反大 西余一

相撲九十一丁二反大
石坂郷四十三丁五反半 恩田彦

松井庄廿二丁三反小 四郎
田郷郷十一丁九反半 大島弥三郎子

舍人保十三丁四反小 横瀬中務三郎
舞八十丁一反三百步

飯生庄四十八丁 色部右衛門尉
坂田郷三十二丁一反三百步 成田五郎入道

六番 二百六十二丁六反大
相撲九十五丁

堀尾東郷四十五丁九反三百步 朝山左衛門
同西郷三十五丁三百步同人

小境保十三丁九反小 小境二郎
相撲八十六丁五反小

舞八十一丁一反小
多久郷三十六丁七反大中二郎入道

富田新庄比田三十丁 村上判官代入道
佐香保十四丁三反大平實威人

七番 二百六十四丁二反大
相撲九十三丁三反小

神西本庄五十丁海瀬又太郎
恒松保十二丁七反三百步 三郎左衛門尉

玖澤社十五丁久瀬四郎 持田庄十五丁五反半 左衛門尉
相撲八十七丁二反小

法吉郷十三丁七反小 渡谷權守三郎
比津村十一丁六反六十步同人

法吉社二十三丁同人
六道郷三十八丁八反三百步 成田四郎

八番 二百六十四丁一反大
相撲九十四丁五反

長海新庄五十一丁五反 大草郷卅九丁雅樂頭子
相撲

出雲郷内九十二丁一反半 多胡四郎入道
舞八十一丁五反六十步

同郷内十三丁同人 津田郷廿六丁八反小 秋鹿二郎
佐草社十三丁一反六十步 出浦四郎藏人入道

春日末社十三丁 奈奈四郎太郎
井尻保十一丁半 津木十郎

比知良保四丁五反大 中沢左衛門入道
九番 二百八十丁

三頭佐陀庄佐陀神主
相撲九十一丁五反六十步

三代庄四十四丁 本間對馬 広田庄廿五丁三郎
波根保廿一丁五反六十步 西牧左衛門尉

相撲
福頼庄内九十丁五反大 長野入道子

舞八十一丁六反六十步
同庄内九丁同人 来次上村廿三丁四反半 衛門尉

大西庄廿二丁 飯沼四郎子
福武村五丁一反六十步 伊比又太郎

日伊郷十二丁半同人 淀新庄十一丁 鶴谷左衛門太郎子
十一番 二百六十一丁五反

相撲
國富郷内九十丁 甲斐三郎左衛門尉

相撲九十一丁半
同郷内十丁同人 山代郷四十七丁四反半 那須四郎兵

岡本保十七丁六反 佐島三郎 津々志村十六丁 下野入
道女子

舞
漆治郷八十八丁五反六十步同人

十二番 二百六十一丁一反六十步
相撲九十一丁八反三百步

多称郷廿五丁一反小 多称 日藏別宮三丁同人
三刀屋郷廿一丁 郎方郎三 阿井郷十一丁 法華堂別當僧部

飯石郷十四丁四反半 目黒左衛門入道子
熊谷郷十七丁三反 遠見六郎

相撲八十九丁九反小
赤穴庄五十丁二反六十步 赤穴太郎

馬木郷三十五丁二反大 多胡左衛門尉
三沢郷四丁四反半 飯島太郎

舞七十九丁三反
横田庄五十五丁 相模式部大夫

三頭
富田庄九十九丁四反六十步 信濃前司

塩治郷百一丁六反三百步同人
美保郷三十四丁一反百八十步同人

十四番 二百六十一丁二反半
相撲九十二丁五反六十步

竹矢郷六十二丁一反三百步 相模殿
須佐郷三十丁三反小同

神立社同
相撲八十八丁二反半

長田西郷四十七丁五反 長田四郎兵衛尉
生馬郷四十七丁七反半 栗沢左衛門尉

舞八十丁四反三百步
伊秩庄六十丁四反三百步 来島木工助入道

来島庄廿丁同人
十五番 二百六十一丁一反六十步

相撲
安田庄内九十丁 江戸四郎太郎

相撲
安来庄九十丁 松田九郎子

舞八十丁一反六十步
同庄内廿丁同人 安田庄内三十五丁 江戸四郎太郎

吉成保十一丁八反大 土屋右衛門尉
平田保十三丁二反半 多胡三郎兵衛尉

十六番 二百六十四丁八反六十步
相撲

相撲
宇賀庄内九十丁 因幡左衛門大夫

相撲
同庄内九十丁同人

舞八十四丁八反六十步
同庄内六十六丁四反小同人

赤江郷十八丁三反三百步 大武僧部
十七番 二百六十丁八反六十步

相撲
大東庄南北内九十丁 土屋次郎 飯沼四郎 土屋六郎左

相撲九十一丁八反六十步
同庄内三十丁同人

忌部保廿丁九反三百步 土屋四郎左衛門入道
千酌郷三十九丁八反小 土屋六郎左衛門入道

舞八十丁
仁和寺庄五十丁 神保四郎太郎子 近松庄三十丁同人

十八番 二百六十丁二反小
相撲

相撲
加賀庄九十四丁二反小 土屋右衛門尉子

相撲頭八十九丁五反三百步
林木庄八十四丁 深瀬藏人太郎

布施郷五丁五反三百步 神保二郎
舞七十七丁四反六十步

長田東郷四十五丁六十步 長田藏人
枕木保廿三丁七反同人

布施社八丁七反 神保小四郎
十九番 二百六十丁四反六十步

相撲
吉田庄内九十一丁二反小 佐々木四郎左衛門尉

相撲九十二丁五反六十步
同庄内五十二丁同人 万田本庄廿丁 万田二郎太郎

知伊社廿丁五反六十步 片山二郎入道
舞七十六丁六反大

國屋郷六十丁二反 佐佐神主
万田新庄十六丁四反 大万田七郎

廿番 杵築社領 二百八十九丁五反
三頭

蓬勘郷 武志郷 鳥屋郷 大田郷 出西郷
伊志見郷

右、頭役等、頃年以來頗致過差、不願煩費、然間、毎年之役人頗破生涯之虞、國中住民漸失安堵之計、是則澆俗之非礼也、豈諸靈神之冥慮哉、仍為者課役之加増、為儼如在之礼賀、仰守護人信濃前司泰清、在國司朝山右衛門尉昌綱今者死去、召當國之田數、頭役之注文、所結定二十番也、假令以二百六十余丁為一番、經廿箇年可動一頭、且相撲者、為往古國中白丁之處、近古以來、雇下京都相撲之間、往反之用途、碌物之過差、人民之佗僚、偏在此外種々之供物、細々之課役、悉守儉約之旧規、宜止過分之新儀者、依鎌倉殿仰、下知如件、
文永八年十一月 相模守平朝臣 御判 左京權大夫平朝臣 御判